五四〇七・二〇―五四〇七・九四

五四〇八・一〇

五四〇八・二一―五四〇八・三四

第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物

五五・〇一―五五・〇七

五五・〇八―五五・一一

五五・一二―五五・一六

第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

五六・〇一―五六・〇六

五六・〇七

五六〇八・一一

第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

五七・〇一―五七・〇五

第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・〇一―五八・一一

第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

五九・〇一―五九・一一

第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一―六〇・〇六

第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品について適用される規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

六一・〇一―六一・一七

第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品について適用される規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

六二・〇一―六二・一七